

大阪市退職者による災害時ボランティア制度設置要綱

第1. 目 的

大規模災害発生時、本市の災害対応実施にあたっては多数の要員を必要とすることから、本市の組織機構に明るく、職務の進め方も心得ている本市退職者に、避難所の運営やライフラインの復旧など本市災害対策業務にボランティアとして協力してもらうことにより、より迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施できる体制を整備するため、本市退職者による災害時ボランティア制度を設ける。

第2. 対 象 者

本市の正規職員で、退職者のうち、希望する者。
ただし、登録日現在概ね70歳未満であることとする。

第3. 活動実施基準

市域内で震度6弱以上の地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合

第4. 活動内容

ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の設置・運営補助、災害時避難所の運営補助など別紙1記載の活動を行う。

第5. 処 遇

無報酬とする。
また、位置づけを明示するため危機管理室から各所属を通じてボランティア証を交付する。

第6. 申し込み手続き

災害時ボランティア登録を希望する者は、「大阪市退職者による災害時ボランティア登録申込書（別紙2）」（以下「申込書」という）により申し込むものとする。

第7. 登録（更新）手続き

新規登録については、危機管理室で受け付け、希望所属へ申込書及びボランティア証を送付する。送付された所属は登録者への意思確認を行った上でボランティア証を交付するとともに登録を行う。

登録の有効期間は登録日より5年とし、期間満了前には各所属が、登録者から申

込書の提出により登録更新の意思確認を行う。

各所属が登録の更新を行ったときは危機管理室に申込書の写しを提出のうえ報告するものとする。

第8. 登録抹消手続き

本人の死亡が判明し、各所属が登録抹消手続きを行ったときは、速やかに危機管理室に報告するものとする。

本人から辞退の申出により、各所属が登録抹消手続きを行ったときは、申込書の写し及び回収したボランティア証を添えて危機管理室に報告するものとする。

第9. ボランティア保険への加入

災害ボランティア活動時には、危機管理室が一括してボランティア保険への加入手続きを行うものとする。

第10. 防災訓練への参加

登録者は各所属からの要請により、各所属で行う防災訓練に参加するものとする。

各所属は必要に応じて、各所属で行う防災訓練への参加を要請するものとする。

第11. その他

上記以外の事項については、ボランティア登録者、各所属、危機管理室で協議し、それぞれ誠実に対応するものとする。

(施行期日)

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

この改正要綱は平成26年11月25日から施行する。

この改正要綱は令和2年2月28日から施行する。

この改正要綱は令和7年6月1日から施行する。

大阪市退職者による災害時ボランティア活動一覧

局 等	所属における災害対策業務の補助 災害救助物資の整理・保管・集配 市域内建物の被害状況調査（危険度判定を含む） 市営住宅等施設の被害状況調査 仮設住宅への入居手続き事務補助 道路・橋梁・河川施設の被害状況調査 下水道施設の被害状況調査 公園施設の被害状況調査 （大）津波警報発表時の港湾局管理防潮扉閉鎖作業（此花・港・大正・住之江） 水道施設等の被害状況調査 応急給水拠点の開設補助 学校施設等の被害状況調査
区役所	区災害対策本部の設置 区災害対策本部の運営補助 避難所の運営補助・連絡 区域内の被害状況調査 救護所の設置運営補助 災害救助物資の整理・保管・配布 区ボランティア活動センターの運営補助 住民の避難誘導 高齢者・障がい者の安否確認

大阪市退職者による災害時ボランティア登録申込書

(記入日) 年 月 日

（ふりがな） 氏 名			生年月日	年 月 日生	
登録区分 （該当に○を してください）	新規・更新（継続）・辞退 ※新規・更新（継続）の方は以下の項目も記載のうえ、提出してください。				
住 所	〒				
	電話番号	（ ）		FAX 番号	（ ）
	メールアドレス	@			
連 絡 先 （同上の場合 は記入不要）	〒				
	電話番号	（ ）		FAX 番号	（ ）
	メールアドレス	@			
在職中の 主な経歴	（在職中の主な所属・部課、事業所名等をご記入ください）				
	年 月～		年 月		
	年 月～		年 月		
	年 月～		年 月		
	年 月～		年 月		
	年 月～		年 月		
（退職年月） 年 月 （退職時の所属）					
参集(協力)希望所属 希望する所属の優先順位を左（ ）に1から順に数字を記入してください（第三希望まで） （基本的に第一希望の所属とさせていただきますが、希望業務と所属がマッチングしない場合など、状況により第二希望以下の所属になる可能性があります）					
局		区役所			
（ ）市民局	（ ）北区役所	（ ）天王寺区役所	（ ）城東区役所		
（ ）福祉局	（ ）都島区役所	（ ）浪速区役所	（ ）鶴見区役所		
（ ）健康局	（ ）福島区役所	（ ）西淀川区役所	（ ）阿倍野区役所		
（ ）建設局	（ ）此花区役所	（ ）淀川区役所	（ ）住之江区役所		
（ ）都市整備局	（ ）中央区役所	（ ）東淀川区役所	（ ）住吉区役所		
（ ）港湾局	（ ）西区役所	（ ）東成区役所	（ ）東住吉区役所		
（ ）水道局	（ ）港区役所	（ ）生野区役所	（ ）平野区役所		
（ ）教育委員会事務局	（ ）大正区役所	（ ）旭区役所	（ ）西成区役所		

本申込書提出後に本市の再任用職員となった場合、ボランティア登録は行いますが、再任用期間中は本市所属先での任務を優先していただきます。

活動内容(従事希望業務)			
<p>・従事可能な活動にチェックを入れてください(前項の希望所属との整合を確認してください。)</p>			
局 に お け る 活 動	<input type="checkbox"/> どんな活動でもよい	区 役 所 に お け る 活 動	<input type="checkbox"/> どんな活動でもよい
	<input type="checkbox"/> 所属(局)における災害対策業務の補助 (データ整理・連絡調整・問合せ対応)		<input type="checkbox"/> 区災害対策本部の設置(災害発生初期からの、本部設営、情報収集など)
	<input type="checkbox"/> 災害救助物資の整理・保管・集配 (市民局、健康局、福祉局)		<input type="checkbox"/> 区災害対策本部の運営補助 (データ整理・連絡調整・問合せ対応)
	<input type="checkbox"/> 市域内建物の被害状況調査 (危険度判定を含む) (都市整備局)		<input type="checkbox"/> 避難所の運営補助・連絡調整
	<input type="checkbox"/> 市営住宅等施設の被害状況調査 (都市整備局)		<input type="checkbox"/> 区内の被害状況調査
	<input type="checkbox"/> 仮設住宅への入居事務補助 (都市整備局)		<input type="checkbox"/> 救護所の設置運営補助
	<input type="checkbox"/> 道路・橋梁・河川施設の被害状況調査 (建設局)		<input type="checkbox"/> 災害救助物資の整理・保管・集配
	<input type="checkbox"/> 下水道施設の被害状況調査 (建設局)		<input type="checkbox"/> 災害ボランティアにかかる連絡調整・補助
	<input type="checkbox"/> 公園施設の被害状況調査 (建設局)		<input type="checkbox"/> 住民の避難誘導
	<input type="checkbox"/> (大)津波警報発表時の港湾局管理防潮扉 閉鎖作業(此花・港・大正・住之江) (港湾局)		<input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者の安否確認
	<input type="checkbox"/> 水道施設等の被害状況調査 (水道局)		
	<input type="checkbox"/> 応急給水拠点の開設補助 (水道局)		
<input type="checkbox"/> 学校等施設の被害状況調査 (教育委員会)			
<p>その他</p> <p>・これまでの経験、知識・技能を活かして活動できることなど特筆すべき事項があれば、以下の欄に具体的にご記入ください</p>			

(注)個人情報の取扱いには十分注意し、目的外には使用しません。